

中 村 自 治 会 規 約

(名称及び事務所)

第1条 本会は中村自治会と称し。事務所を綾瀬市深谷中5丁目23番35号（中村自治会館）に置く。

(組織)

第2条 本会は綾瀬市深谷中村地域の全居住者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は中村地域を住みよく明るい地域にするため、会員相互の親睦を図り、市との緊密な連絡協調により、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦のための会合
- (2) 会員の健康保持及び福利増進に関する事業
- (3) 防犯・防災、道路、衛生、交通安全等に関する事業
- (4) 別表1に定める弔問事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 1名
- (5) 区長 6名
- (6) 監事 2名

2 会長、副会長、会計、書記、監事は総会において選出する。

3 区長は区の会員により選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は本会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は経理を処理する。
- 4 書記は本会の事務を処理する。
- 5 区長は会長を助け本会の運営にあたると共に区を代表する。
- 6 監事は本会の経理状況の監査を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第8条 役員の報酬は別表2のとおりとする。

(顧問)

第9条 会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(部会の設置)

第10条 第4条の事業を有効に推進するため、本会に次の局及び部をおく。

- (1) 事務局
- (2) 体育部
- (3) 広報部
- (4) 防犯・防災部
- (5) 環境・衛生部
- (6) 交通安全部
- (7) 福祉部
- (8) 青少年部

- 2 各局・部に局長及び部長（以下これら「局長等」という。）をおく。
- 3 局長等は、会長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(区の設置)

第11条 本会に区をおきその名称及び区域は別表3のとおりとする。

(委員の設置)

第12条 区に副区長、会計、体育委員、防災防犯委員及び衛生委員をおく。

2 副区長、会計、体育委員、防災防犯委員及び衛生委員は区長が選任し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(組の設置)

第13条 区に組をおく。

2 組に組長をおき、任期は1年とする。

(総会の種別)

第14条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成及び議決事項)

第15条 総会は組長以上をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業実績報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) 本会の分割、区域変更に関すること。
- (5) その他会の重要事項に関すること。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年4月に開くものとする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 会員の3分の1以上の要求があったとき。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、組長の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、やむをえない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えることができる。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の構成及び議決事項)

第20条 役員会は、監事を除く役員及び局長等をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 会の運営に関すること。

(2) 総会に付議する事項。

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議長)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(経費)

第22条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

(1) 会費

(2) 寄付金、助成金

(3) 市からの補助金

(4) 簡易保険の団体振込制度による割引額

(5) その他の収入

2 会費は、1世帯月額200円とする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか必要な事項は内規で定める。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

この規約は、昭和52年3月27日から施行する。

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年5月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月20日から施行する。

この規約は、平成28年4月17日から施行する。

この規約は、平成30年4月16日から施行する。

この規約は、令和2年4月12日から施行する。

別表1（第4条関係）

葬 祭 費	5, 000円
-------	---------

（令和4年度より一本化）

別表2（第8条関係）

役 職	年 額
会 長	110, 000円
副 会 長	80, 000円
副 会 長	80, 000円
会 計	80, 000円
書 記	80, 000円
区 長	80, 000円
局 長 等	40, 000円
監 事	15, 000円
組 長	5, 000円

別表3（第11条関係）

区 番 号	区の名称
1	新 道
2	中 原
3	鶴 ケ 岡
4	鶴 島
5	秀 ノ 木
6	宮 下

（令和2年4月12日改訂）